


控 訴 状			
控 訴 人	〒 524-0011 住所 滋賀県守山市今市町 13 9 番地 4 氏名 特定非営利活動法人環境アイエスオー 自己宣言相互支援ネットワークジャパン 代表者 理事 清水 博 <印> Tel. 077(582)7283 Fax. 077(582)7283		受付日付印欄
			
被 控 訴 人	〒100-8977 住所 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号 氏名 国 代表者 法務大臣 上川 陽子		
訴訟物の価額	算定不能	貼用印紙	19,500円
上記当事者間の 大津地方裁判所 平成29年(行ウ)第5号 総額表示特別措置法に係る違法行為の差し止め請求事件について、 平成29年12月12日下記判決の言渡しを受け、 正本の送達を受けたが、同判決は全部不服であるから控訴を提起する。			
原 判 決 の 表 示 (主 文)			
1 本件訴えをいずれも却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。			
控 訴 の 趣 旨			
原判決を取り消し、 被控訴人は、平成25年法律第41号を無効とし、消費税法を改正せよ 訴訟費用は、一審、二審とも被控訴人の負担とする。			
控 訴 の 理 由			
『法律に定めのない「価格に消費税率を乗じた額」を消費者が事業者を支払う義務はない』ことについて争点とせず、争点ずらしの言わば門前払いの判決であるので、以下の趣旨で控訴する。 経済社会が綻び始めたのは、平成25年法律第41号第10条の規定で総額表示義務を事業者に課し、商取引において間接消費税を含む価格に税率を乗じた額の支払を需要者に押し付けることを強要しているからである。 下記消費税法改正の骨子を参考に消費税法を改正することにより平成25年法律第41号を無効とすれば国の権威を損なわずに済む。 控訴審において国と和解協議し、穏やかに日本国憲法第30条違反の常態を解消するのが控訴の理由である。			
消費税法改正の骨子： 法人事業者は事業所ごとに間接消費税を納める義務がある、とすること 納税義務者は取引において授受する価額として間接消費税額を含む価額を表示すること 何れの事業者が納める間接消費税額は税抜課税資産等に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額、とすること、その他			

附属書類 控訴状副本 1通

平成29年(行ウ)第4号